

新潟県たばこ対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1 噸煙及び受動喫煙による健康障害を減少させることを目的として、喫煙及び受動喫煙による健康影響やそれを防止するために必要な知識を普及啓発することを基本に、「防煙」、「受動喫煙防止」、「禁煙支援」対策を総合的かつ効果的に進めるため、新潟県たばこ対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 協議会は、たばこ対策の総合的かつ効果的な実施及び今後のたばこ対策のあり方について協議する。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから福祉保健部長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(会長)

第4 協議会会長は、委員の中から選出する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第5 所掌事項のうち、専門的、技術的な事項について検討を行うため専門部会を開催することができる。

- 2 専門部会員は、学識経験を有する者、関係団体及び関係行政機関の職員、その他適當と認める者のうちから福祉保健部長が依頼する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、福祉保健部健康対策課で処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行する。